

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【計算期間】	第9期（自 平成21年7月16日 至 平成22年7月15日）
【ファンド名】	フコク日本債券ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「フコク日本債券ファンド」は、「フコク日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象として信託財産の長期的な成長を図ることを目的とし、運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 （ ）
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	
			ファンド・オブ・ファンズ

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

わが国の公社債（マザーファンドを含みます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

取得時において内外いずれかの評価機関からBBB格またはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄に投資します。

マザーファンドの運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

投資にあたっては、信用リスクを管理しながら、最終利回りを重視した銘柄選択を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

NOMURA - BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

内外いずれかの評価機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）とします。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年12月20日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

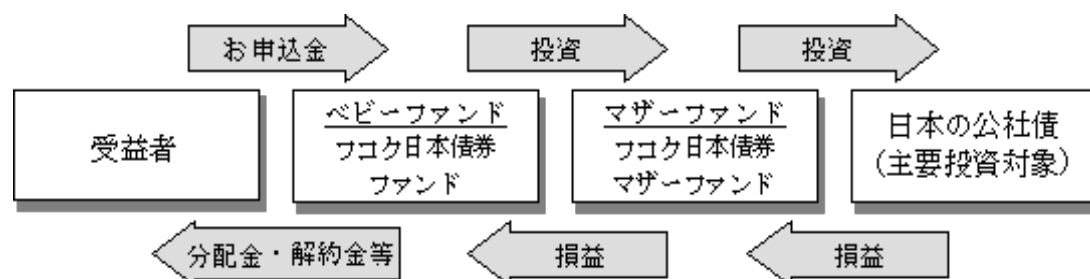
平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「フコク日本債券ファンド」のマザーファンドである「フコク日本債券マザーファンド」については、平成13年7月27日に信託契約が委託会社と受託会社との間で、締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。



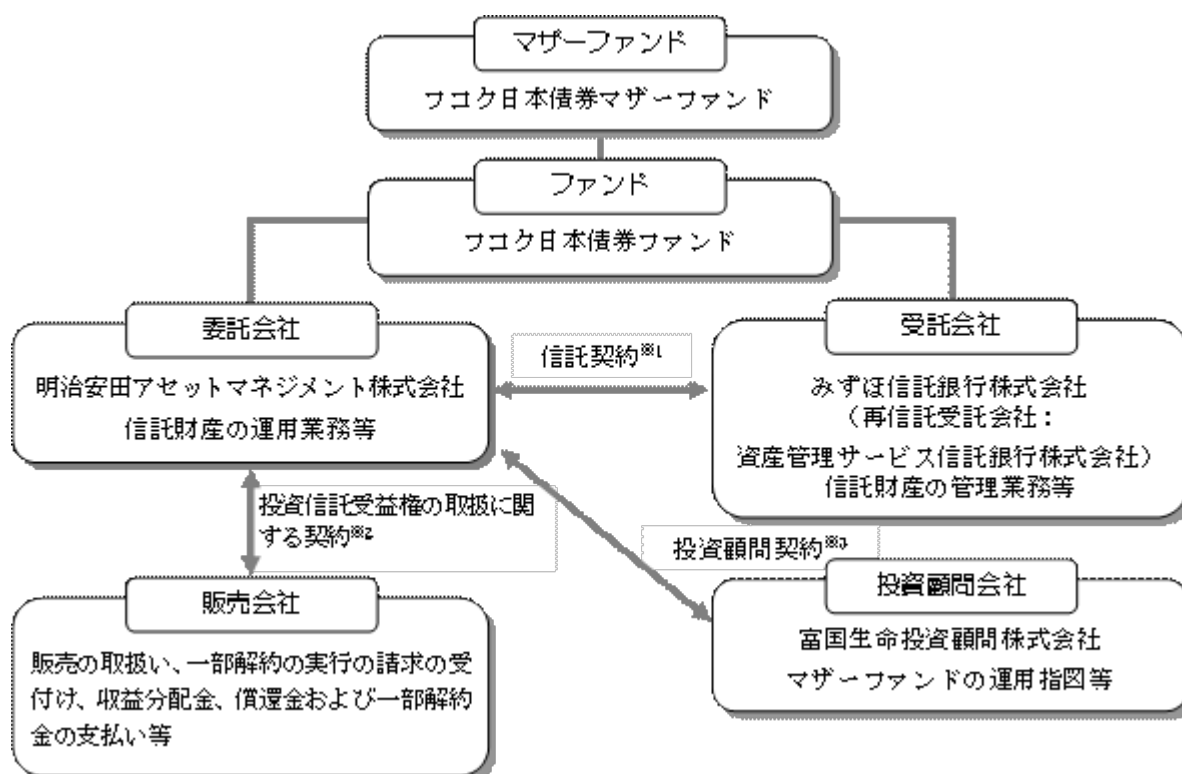
損益は全て投資家である受益者に帰属します。

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

- 1．委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
- 2．受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
- 3．販売会社
ファンドの販売会社としての販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
- 4．投資顧問会社：富国生命投資顧問株式会社
（「富国生命投資顧問」ということがあります。）
マザーファンドの運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

< 富国生命投資顧問の概要 >

設立	昭和61年7月24日 関東財務局長（金商）第458号
特色	富国生命グループの投資顧問会社として、株式アクティブ運用、債券アクティブ運用に特色。 債券運用は、金利戦略、信用スプレッド戦略の二つの戦略を組み合わせること で、中長期的に安定した超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、信用リスク分析・スプレッド分析により、最終利回りを重視して投資します。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社を受ける投資顧問報酬等が定められています。

委託会社等の概況

資本金：10億円（本書提出日現在）

沿革：昭和61年11月：コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月：ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況（本書提出日現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

1.基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2.運用方法

.投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とするフコク日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

.投資態度

主として、わが国の公社債（マザーファンドを含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。

マザーファンドの組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

NOMURA - BPI総合をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

なお、公社債の投資に際しては、取得時において内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行う場合があります。

■ マザーファンドの概要

フコク日本債券マザーファンド

当ファンドが投資するマザーファンドの投資対象、投資態度および投資プロセスは次の通りです。

1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

・ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

・ 投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

NOMURA - BPI総合をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、取得時において内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

投資にあたっては、信用リスクを管理しながら、最終利回りを重視した銘柄選定を行います。マクロ経済分析をベースに、デュレーションのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向により弾力的に変更を行う場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

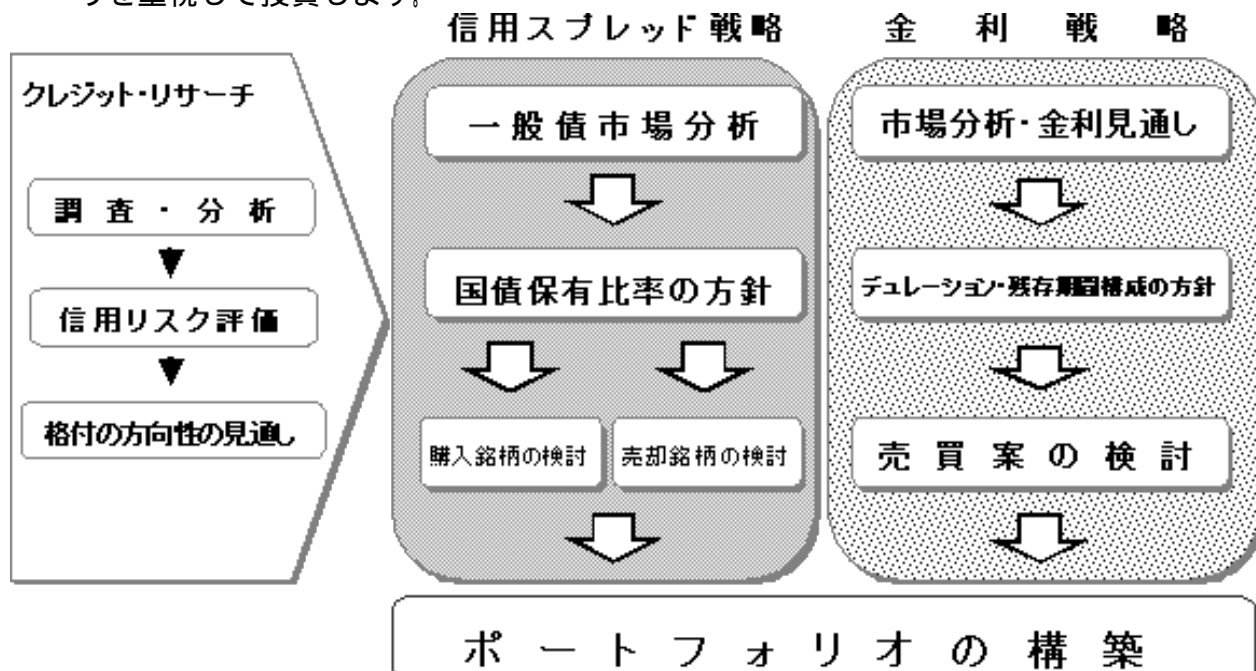
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

３．運用プロセス

銘柄選定プロセス

金利戦略、信用スプレッド戦略の二つの戦略を組み合わせることで、中長期的に安定した超過収益の獲得を目指します。銘柄選択においては、信用リスク分析・スプレッド分析により、最終利回りを重視して投資します。



リスクコントロール・パフォーマンス管理

定期的に行われる「投資管理委員会」「運用会議」「債券会議」等の会議において、ポートフォリオ特性のチェック、パフォーマンス評価、運用計画の遵守状況等のリスクに関する諸項目を検討し、常時管理する体制をとっています。

投資対象および投資制限は、原則として「フコク日本債券ファンド」と実質的に同様です。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたフコク日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

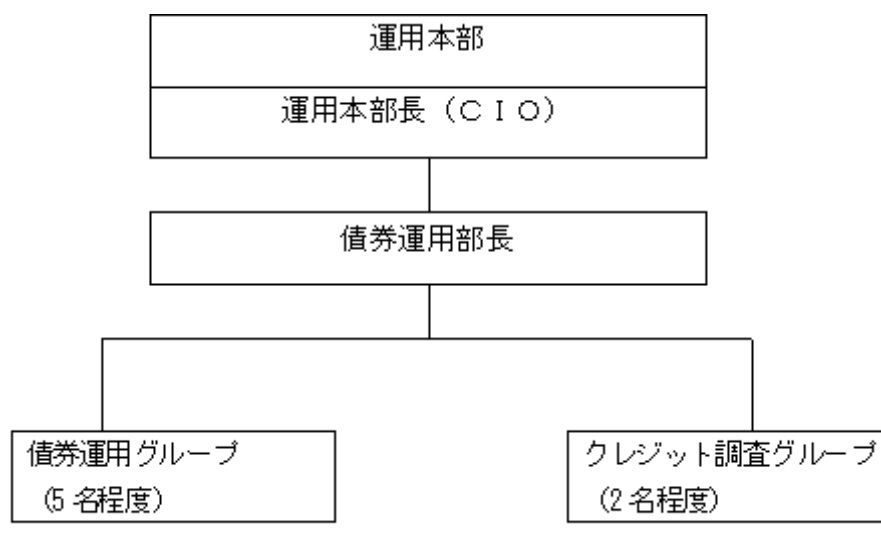
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

富国生命投資顧問株式会社ではＣＩＯを最高投資責任者とし、債券運用部内における債券運用グループが実際の運用を担当しています。



富国生命投資顧問株式会社では、運用部門から独立した運用リスク管理部門が資産運用に係るリスク管理を実施します。

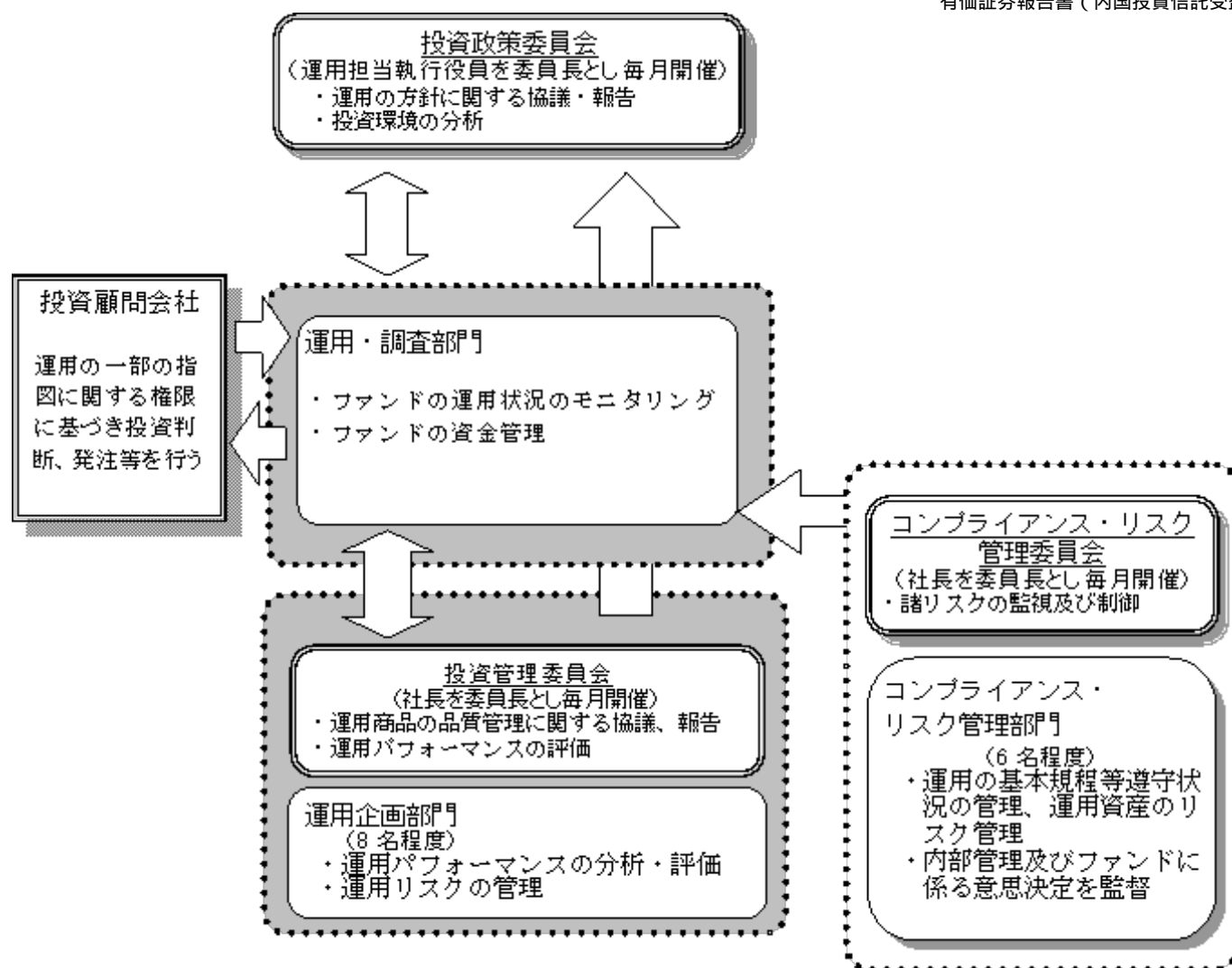
具体的には、デューレーション、推定トラッキングエラー、残存期間構成比、国債・地方債・特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く。)以外の債券の格付け、国債・地方債・特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く。)以外の債券への投資比率等の管理を行っています。

リスク管理方法は次の通りです。

- ・ 推定トラッキングエラーについては月次、その他の項目については日次で測定し、管理水準を逸脱していないかをチェックします。また、上記指標の他、種類別構成等について、月次で管理し、運用方針との適合性等をチェックします。
- ・ なお、フロント部門である債券運用部では、上記のリスク管理指標の他、種類別構成について、随時チェックしています。格付については、情報端末によって格付変更の確認を随時行っています。また、随時クレジット調査グループと意見交換を行い、業種の事業環境や格付の方向性を確認しています。
- ・ コンプライアンス部および検査グループは、諸法令および契約条項等の遵守状況をチェックします。

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- 1) 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2) ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- 3) ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。
- 4) 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。運用企画部は投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

■受託会社に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年7月15日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者と別に定める契約に基づき受益者に遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売却を行います。なお、販売会社による自己設定に係る収益分配金は、再投資は行われずに販売会社に支払われます。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■ 信託約款に基づく投資制限

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの

信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、2) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前1) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4) 前1) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

＜同一株式の投資制限＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜投資運用業に関する禁止行為＞

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主に国内の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。外貨建資産に投資した場合、為替変動リスクもあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入れ対象とする証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

なお、以下の記載は、ファンドに関する全てのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

金利変動リスク

ファンドの主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

一般的に債券、コマーシャル・ペーパー、および短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■ ファミリーファンド方式に係る留意点

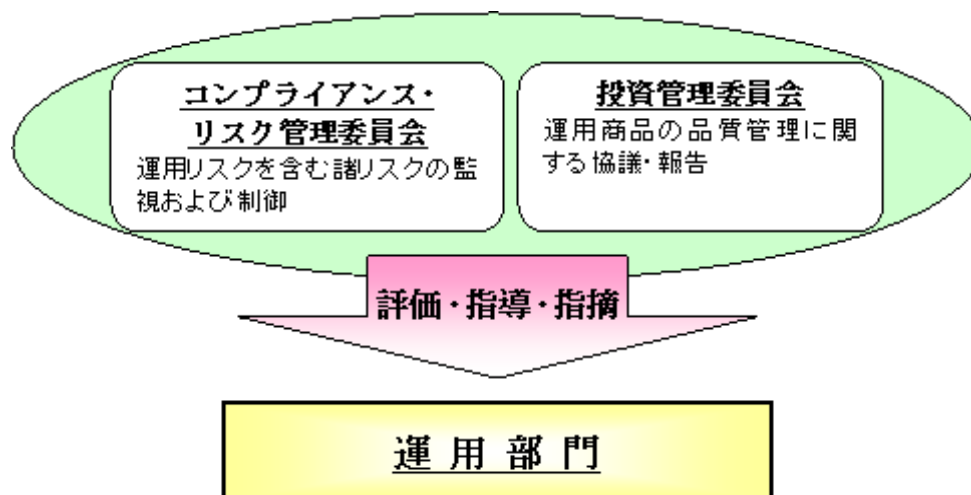
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

下記の内容は、確定拠出年金制度で取得した場合を記載しております。

（１）【申込手数料】

かかりません。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.5775%	年0.3360%	0.2100%	0.0315%
（税抜 0.55%）	（税抜0.32%）	（税抜 0.20%）	（税抜 0.03%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には富国生命投資顧問への投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.1995%（税抜0.19%）

の率を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0021%（税抜0.002%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

その他の費用

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産が負担します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

上記以外の場合における受益者（法人）の課税上の取扱いは、以下の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

税制が改正された場合等は、上記の内容が変更となることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税はかかりません。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

フコク日本債券ファンド

（平成22年7月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
フコク日本債券親投資信託受益証券	-	2,898,954,114	100.1
小計		2,898,954,114	100.1
現金およびその他の資産（負債控除後）		1,646,624	0.1
合計（純資産総額）		2,897,307,490	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

フコク日本債券マザーファンド

（平成22年7月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	3,687,483,000	59.1
地方債証券	日本	104,145,000	1.7
社債券	日本	2,378,046,000	38.1
小計		6,169,674,000	98.9
現金およびその他の資産（負債控除後）		67,760,614	1.1
合計（純資産総額）		6,237,434,614	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

フコク日本債券ファンド

（平成22年7月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量 （口）	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	フコク日本債券マザーファンド	-	親投資信託 受益証券	2,502,550,168	1.1562	2,893,448,505	1.1584	2,898,954,114	100.1

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.1
合計	100.1

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

フコク日本債券マザーファンド

（平成22年7月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	券面総額	帳簿価額		評価額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
1	第61回利付国債（5年）	日本	国債証券	960,000,000	101	974,515,200	101	974,121,600	1.2	2011/12/20	15.6
2	第67回利付国債（5年）	日本	国債証券	790,000,000	102	809,797,400	102	809,362,900	1.3	2012/9/20	13.0
3	第263回利付国債（10年）	日本	国債証券	550,000,000	105	580,618,500	105	579,986,000	1.6	2014/9/20	9.3
4	第105回利付国債（20年）	日本	国債証券	430,000,000	105	453,873,600	106	456,681,500	2.1	2028/9/20	7.3
5	第112回利付国債（20年）	日本	国債証券	360,000,000	105	378,712,800	106	381,668,400	2.1	2029/6/20	6.1
6	第305回利付国債（10年）	日本	国債証券	240,000,000	102	246,366,800	102	246,595,200	1.3	2019/12/20	4.0
7	第90回利付国債（20年）	日本	国債証券	220,000,000	108	237,716,600	108	239,067,400	2.2	2026/9/20	3.8
8	第25回小田急電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	115	115,254,000	115	115,369,000	3.0	2018/8/24	1.8
9	第4回りそな銀行 無担保社債	日本	社債券	100,000,000	110	110,527,000	110	110,683,000	2.766	2019/6/20	1.8
10	第7回みずほコーポレート銀行無担保社債	日本	社債券	100,000,000	109	109,373,000	109	109,576,000	2.5	2019/6/3	1.8
11	第4回株式会社みずほ銀行無担保社債	日本	社債券	100,000,000	105	105,286,000	105	105,283,000	1.81	2016/1/29	1.7
12	第15回野村ホールディングス無担保社債	日本	社債券	100,000,000	105	105,030,000	104	104,941,000	2.01	2014/6/13	1.7
13	第3回野村證券株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	104	104,199,000	104	104,325,000	2.28	2018/3/26	1.7
14	平成17年度第1回横浜市公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	104	104,228,000	104	104,145,000	1.3	2015/3/20	1.7
15	オリックス株式会社第127回無担保社債	日本	社債券	100,000,000	103	103,770,000	104	104,115,000	3.1	2012/11/30	1.7
16	第6回りそな銀行 無担保社債	日本	社債券	100,000,000	103	103,897,000	104	104,048,000	2.084	2020/3/4	1.7
17	第7回りそな株式会社上位無担保社債	日本	社債券	100,000,000	103	103,757,000	103	103,649,000	1.393	2014/3/4	1.7
18	第8回KDDI株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	103	103,283,000	103	103,187,000	1.383	2013/12/20	1.7
19	第68回住友不動産株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	102	102,950,000	103	103,040,000	1.81	2014/10/10	1.7
20	第15回イオン株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	102	102,995,000	102	102,985,000	1.59	2014/6/30	1.7
21	第47回東芝無担保社債	日本	社債券	100,000,000	102	102,736,000	102	102,717,000	1.52	2013/9/9	1.6
22	第74回丸紅株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	101	101,196,000	101	101,210,000	1.03	2013/12/18	1.6
23	第115回オリックス株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,424,000	100	100,785,000	1.63	2012/5/30	1.6
24	第71回住友不動産株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,586,000	100	100,760,000	1.28	2015/2/2	1.6
25	第1回ヒューリック株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,641,000	100	100,680,000	1.39	2015/4/24	1.6
26	第21回関西国際空港株式会社社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,444,000	100	100,601,000	0.76	2012/12/20	1.6
27	第30回大成建設株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,362,000	100	100,400,000	1.49	2015/6/23	1.6
28	第11回住友信託銀行株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,000,000	100	100,278,000	1.559	2020/7/23	1.6
29	第2回大和証券キャピタル・マーケット株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	99	99,995,000	100	100,058,000	0.94	2015/7/21	1.6
30	第35回鹿島建設株式会社無担保社債	日本	社債券	100,000,000	100	100,000,000	99	99,928,000	1.15	2013/8/2	1.6

国内	種類	投資比率（％）
	国債証券	59.1
	地方債証券	1.7
	社債券	38.1
合計		98.9

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成21年7月から平成22年7月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。
フコク日本債券ファンド

	純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
	分配付	分配落	分配付	分配落
第1期末 （平成14年7月15日）	2,018	2,018	10,092	10,092
第2期末 （平成15年7月15日）	2,063	2,063	10,284	10,284
第3期末 （平成16年7月15日）	2,040	2,036	10,070	10,050
第4期末 （平成17年7月15日）	2,255	2,250	10,372	10,352
第5期末 （平成18年7月18日）	2,173	2,169	10,124	10,104
第6期末 （平成19年7月17日）	2,287	2,283	10,168	10,148
第7期末 （平成20年7月15日）	2,412	2,407	10,380	10,360
第8期末 （平成21年7月15日）	2,611	2,606	10,553	10,533
第9期末 （平成22年7月15日）	2,877	2,872	10,876	10,856
平成21年 7月末	2,607	-	10,505	-
8月末	2,642	-	10,595	-
9月末	2,632	-	10,545	-
10月末	2,632	-	10,516	-
11月末	2,671	-	10,622	-
12月末	2,683	-	10,638	-
平成22年 1月末	2,704	-	10,639	-
2月末	2,705	-	10,660	-
3月末	2,707	-	10,641	-
4月末	2,733	-	10,753	-
5月末	2,742	-	10,772	-
6月末	2,858	-	10,864	-
7月末	2,897	-	10,873	-

【分配の推移】

フコク日本債券ファンド

計算期	1 万口当たりの収益分配金（円）
第 1 期末（平成14年 7 月15日）	0
第 2 期末（平成15年 7 月15日）	0
第 3 期末（平成16年 7 月15日）	20
第 4 期末（平成17年 7 月15日）	20
第 5 期末（平成18年 7 月18日）	20
第 6 期末（平成19年 7 月17日）	20
第 7 期末（平成20年 7 月15日）	20
第 8 期末（平成21年 7 月15日）	20
第 9 期末（平成22年 7 月15日）	20

【収益率の推移】

フコク日本債券ファンド

計算期	収益率（％）
第 1 期末（平成14年 7 月15日）	0.9
第 2 期末（平成15年 7 月15日）	1.9
第 3 期末（平成16年 7 月15日）	2.1
第 4 期末（平成17年 7 月15日）	3.2
第 5 期末（平成18年 7 月18日）	2.2
第 6 期末（平成19年 7 月17日）	0.6
第 7 期末（平成20年 7 月15日）	2.3
第 8 期末（平成21年 7 月15日）	1.9
第 9 期末（平成22年 7 月15日）	3.3

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数第二位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

フコク日本債券ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第１期	2,000,000,000	-	2,000,000,000
第２期	6,402,174	214,784	2,006,187,390
第３期	20,008,287	22,879	2,026,172,798
第４期	151,122,641	2,971,268	2,174,324,171
第５期	136,703,538	164,059,474	2,146,968,235
第６期	267,187,411	164,159,947	2,249,995,699
第７期	267,512,075	193,653,539	2,323,854,235
第８期	225,749,858	75,222,283	2,474,381,810
第９期	233,131,495	61,840,960	2,645,672,345

（注１）本邦外における設定及び解約はございません。

（注２）第１期の設定口数には、当初募集期間中にかかる設定口数を含んで表示しております。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移

2010年7月30日現在
分配の推移

分配の推移	
2010年7月	20円
2009年7月	20円
2008年7月	20円
2007年7月	20円
2006年7月	20円

設定来累計	140円
※分配金は、10,000口あたり税引前の金額	

基準価額	10,873円
------	---------

純資産総額	29.0億円
-------	--------

設定来収益率	10.2%
--------	-------

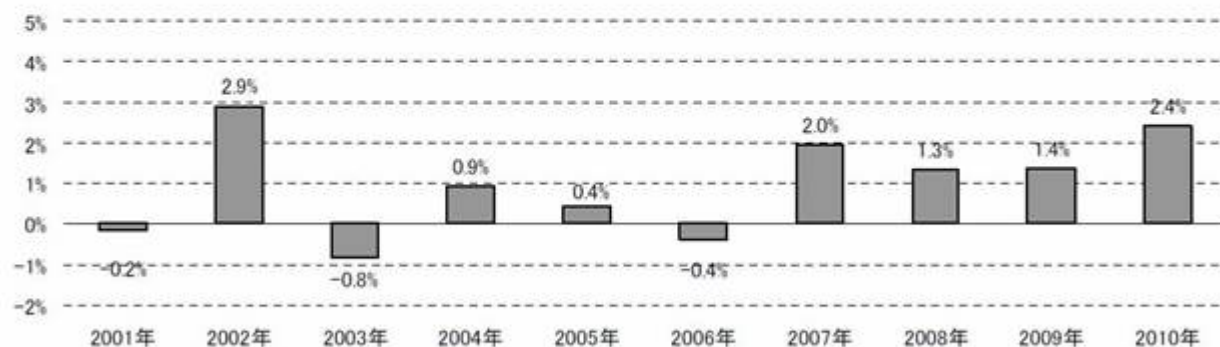
※基準価額（分配金再投資）および設定来収益率は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

主要な資産の状況

組入上位 10 銘柄 ※組入れ比率は純資産総額に対する比率。マザーファンドベース 組入れ銘柄数：31 銘柄

	組入銘柄	利率 (%)	償還日	組入比率 (%)
1	第61回利付国債（5年）	1.200	2011/12/20	15.6
2	第67回利付国債（5年）	1.300	2012/09/20	13.0
3	第263回利付国債（10年）	1.600	2014/09/20	9.3
4	第105回利付国債（20年）	2.100	2028/09/20	7.3
5	第112回利付国債（20年）	2.100	2029/06/20	6.1
6	第305回利付国債（10年）	1.300	2019/12/20	4.0
7	第90回利付国債（20年）	2.200	2026/09/20	3.8
8	第25回小田急電鉄株式会社無担保社債	3.000	2018/08/24	1.8
9	第4回りそな銀行 無担保社債	2.766	2019/06/20	1.8
10	第7回みずほコーポレート銀行	2.500	2019/06/03	1.8

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した騰落率です。

※2001年は設定日（2001年12月20日）から年末までの収益率、2010年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

取得申込は確定拠出年金制度によるものとします。

（１）申込受付

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（２）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（３）申込価額

申込価額は、販売会社受付日の基準価額とします。

受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（４）申込手数料

かかりません。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

換金の方法は、解約請求によります。なお、解約に係る手数料はありません。

（１）解約方法

一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）解約代金支払

解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（６）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして規定に準じて計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

■組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

1) 信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用

しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、信託約款の規定に従います。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きに従います。

3) 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

4) 運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

5) 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

す。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

6) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

7) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日等が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）については、同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期計算期間（平成21年7月16日から平成22年7月15日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）については、同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期計算期間（平成21年7月16日から平成22年7月15日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）及び第9期計算期間（平成21年7月16日から平成22年7月15日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 フコク日本債券ファンド
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 （平成21年 7 月15日現在）	第 9 期 （平成22年 7 月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,600,000	13,500,000
親投資信託受益証券	2,606,148,647	2,871,810,366
未収入金	616,269	160,942
未収利息	17	18
流動資産合計	2,619,364,933	2,885,471,326
資産合計	2,619,364,933	2,885,471,326
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,948,763	5,291,344
未払解約金	734,070	160,942
未払受託者報酬	398,433	427,232
未払委託者報酬	6,906,183	7,405,187
その他未払費用	26,506	28,417
流動負債合計	13,013,955	13,313,122
負債合計	13,013,955	13,313,122
純資産の部		
元本等		
元本	2,474,381,810	2,645,672,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	131,969,168	226,485,859
（分配準備積立金）	146,514,242	179,473,156
元本等合計	2,606,350,978	2,872,158,204
純資産合計	2,606,350,978	2,872,158,204
負債純資産合計	2,619,364,933	2,885,471,326

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 （自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日）	第 9 期 （自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日）
営業収益		
受取利息	29	49
有価証券売買等損益	60,580,677	102,855,372
営業収益合計	60,580,706	102,855,421
営業費用		
受託者報酬	787,279	846,968
委託者報酬	13,646,016	14,680,538
その他費用	52,371	56,343
営業費用合計	14,485,666	15,583,849
営業利益又は営業損失（ ）	46,095,040	87,271,572
経常利益又は経常損失（ ）	46,095,040	87,271,572
当期純利益又は当期純損失（ ）	46,095,040	87,271,572
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	396,571	897,365
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	83,698,140	131,969,168
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,250,541	16,749,807
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,250,541	16,749,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,729,219	3,315,979
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,729,219	3,315,979
分配金	4,948,763	5,291,344
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	131,969,168	226,485,859

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)	第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)
1．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3．その他	当ファンドの計算期間は、平成20年 7 月16日から平成21年 7 月15日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年 7 月16日から平成22年 7 月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 8 期 (平成21年 7 月15日現在)	第 9 期 (平成22年 7 月15日現在)
1．計算期間の末日における受益権の総数 2,474,381,810口	1．計算期間の末日における受益権の総数 2,645,672,345口
2．計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	2．計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 1.0533円	1 口当たり純資産額 1.0856円
(10,000口当たり純資産額) (10,533円)	(10,000口当たり純資産額) (10,856円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)			第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額			支払金額		
4,994,767円			5,373,787円		
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額205,060,352円 (10,000口当たり828円70銭)のうち、4,948,763円 (10,000口当たり20円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額256,078,317円 (10,000口当たり967円88銭)のうち、5,291,344円 (10,000口当たり20円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	29,202,651円	配当等収益額（費用控除後）	A	36,273,502円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	5,507,235円
収益調整金額	C	53,597,347円	収益調整金額	C	71,313,817円
分配準備積立金額	D	122,260,354円	分配準備積立金額	D	142,983,763円
分配対象額（A + B + C + D）	E	205,060,352円	分配対象額（A + B + C + D）	E	256,078,317円
期末受益権口数	F	2,474,381,810口	期末受益権口数	F	2,645,672,345口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	828円 70銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	967円 88銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,948,763円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,291,344円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)	第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)
１．金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「２．有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評議会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)	第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	-	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)

該当事項はございません。

第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

１．元本の移動

	第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)	第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)
期首元本額	2,323,854,235円	2,474,381,810円
期中追加設定元本額	225,749,858円	233,131,495円
期中一部解約元本額	75,222,283円	61,840,960円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

	第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,606,148,647	63,433,292
合計	2,606,148,647	63,433,292

	第 9 期 (自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 7 月15日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	105,553,869
合計	105,553,869

３．デリバティブ取引関係

第 8 期 (自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日)

該当事項はございません。

第9期（自 平成21年7月16日 至 平成22年7月15日）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式（平成22年7月15日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成22年7月15日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フコク日本債券マザーファンド	2,483,620,485	2,871,810,366	
合計		2,483,620,485	2,871,810,366	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「フコク日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

フコク日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成22年7月15日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,661,390
国債証券	3,640,484,100
地方債証券	104,228,000
特殊債券	102,693,000
社債券	2,276,085,000
未収入金	312,002,000
未収利息	20,172,327
前払費用	1,752,433
流動資産合計	6,496,078,250
資産合計	6,496,078,250
負債の部	
流動負債	
未払金	292,269,800
未払解約金	322,500
流動負債合計	292,592,300
負債合計	292,592,300
純資産の部	
元本等	
元本	5,365,154,410
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	838,331,540
元本等合計	6,203,485,950
純資産合計	6,203,485,950
負債純資産合計	6,496,078,250

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	（自 平成21年 7月16日 至 平成22年 7月15日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3．その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成22年 7月15日現在でありま す。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成21年 7月16日から平成22年 7月 15日までとなっております。

（その他の注記）

（平成22年 7月15日現在）	
1．元本の移動	
対象期間（自 平成21年 7月16日 至 平成22年 7月15日）の元本状況	
期首（平成21年 7月16日）の元本額	5,210,699,411円
対象期間中の追加設定元本額	321,085,641円
対象期間中の一部解約元本額	166,630,642円
平成22年 7月15日現在の元本額の内訳	
フコク日本債券ファンド	2,483,620,485円
フコク株25大河	642,165,900円
フコク株50大河	561,242,473円
フコク株75大河	203,760,678円
フコク日本債券私募ファンド	1,347,753,185円
フコク日本債券ファンドⅤA 適格機関投資家専用	39,656,548円
大河25ⅤA 適格機関投資家専用	63,203,810円
大河50ⅤA 適格機関投資家専用	20,015,900円
大河75ⅤA 適格機関投資家専用	3,735,431円
計	5,365,154,410円
2．対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.1563円
（10,000口当たり純資産額）	（11,563円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成22年７月15日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成22年７月15日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第６１回利付国債（５年）	960,000,000	974,515,200	
	第６７回利付国債（５年）	80,000,000	82,004,800	
	第６７回利付国債（５年）	200,000,000	205,012,000	
	第６７回利付国債（５年）	240,000,000	246,014,400	
	第６７回利付国債（５年）	80,000,000	82,004,800	
	第６７回利付国債（５年）	100,000,000	102,506,000	
	第６７回利付国債（５年）	90,000,000	92,255,400	
	第２６３回利付国債（１０年）	200,000,000	211,134,000	
	第２６３回利付国債（１０年）	310,000,000	327,257,700	
	第２６３回利付国債（１０年）	40,000,000	42,226,800	
	第３０５回利付国債（１０年）	160,000,000	164,200,000	
	第３０５回利付国債（１０年）	40,000,000	41,050,000	
	第９０回利付国債（２０年）	220,000,000	237,716,600	
	第１０５回利付国債（２０年）	430,000,000	453,873,600	
	第１１２回利付国債（２０年）	360,000,000	378,712,800	
国債証券計		3,510,000,000	3,640,484,100	
地方債証券	平成１７年度第１回横浜市公募公債	100,000,000	104,228,000	
地方債証券計		100,000,000	104,228,000	
特殊債券	第４回政府保証新東京国際空港債券	100,000,000	102,693,000	
特殊債券計		100,000,000	102,693,000	
社債券	第２１回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	100,444,000	
	第３０回大成建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,362,000	
	第１回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	100,641,000	
	第４７回東芝無担保社債	100,000,000	102,736,000	
	第７回リコー株式会社上位無担保社債	100,000,000	103,757,000	
	第７４回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	101,196,000	
	第１５回イオン株式会社無担保社債	100,000,000	102,995,000	
	第７回みずほコーポレート銀行	100,000,000	109,373,000	
	第４回りそな銀行 無担保社債	100,000,000	110,527,000	
	第６回りそな銀行 無担保社債	100,000,000	103,897,000	
	第１１回住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	100,000,000	
	第４回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	105,286,000	
	第１１５回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	100,424,000	
	オリックス株式会社第１２７回無担保社債	100,000,000	103,770,000	
	第１５回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	105,030,000	
	第３回野村證券株式会社無担保社債	100,000,000	104,199,000	

	第2回大和証券キャピタル・マーケット株式会社無担保社債	100,000,000	99,995,000	
	第11回東京建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,380,000	
	第68回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	102,950,000	
	第71回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,586,000	
	第25回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	115,254,000	
	第8回K D D I 株式会社無担保社債	100,000,000	103,283,000	
社債券計		2,200,000,000	2,276,085,000	
合計			6,123,490,100	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券7銘柄	58.7%	59.4%
	地方債証券1銘柄	1.7%	1.7%
	特殊債券1銘柄	1.6%	1.7%
	社債券22銘柄	36.7%	37.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

フコク日本債券ファンド

（平成22年7月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	2,899,275,872円
負債総額	1,968,382円
純資産総額（ - ）	2,897,307,490円
発行済数量	2,664,621,066口
1万口当たり純資産額（ / *10,000 ）	10,873円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

フコク日本債券マザーファンド

（平成22年7月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	6,378,873,172円
負債総額	141,438,558円
純資産総額（ - ）	6,237,434,614円
発行済数量	5,384,379,495口
1万口当たり純資産額（ / *10,000 ）	11,584円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料
該当事項はありません。
- (2) 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- (4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項はありません。
- (5) 振替受益権

- 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年8月31日現在、合併前の委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

MDAMアセットマネジメント株式会社の証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	217,709 百万円
合 計	46 本	217,709 百万円

（参考情報）

合併前の安田投信投資顧問株式会社が運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。

（平成22年8月31日現在）

種類	本数（本）	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	35
追加型株式投資信託	80	2,638
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
合計	83	2,673

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,991,495	5,244,171
前払費用	74,359	45,055
未収入金	-	376
未収委託者報酬	197,729	196,221
未収運用受託報酬	¹ 563,651	¹ 550,685
未収投資助言報酬	¹ 149,263	¹ 126,638
繰延税金資産	59,785	54,282
未収還付法人税等	184,402	-
その他	14,729	6,190
流動資産合計	6,235,417	6,223,622
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 77,307	² 69,910
器具備品	² 185,794	² 136,629
有形固定資産合計	263,101	206,539
無形固定資産		
ソフトウェア	55,251	44,228
電話加入権	6,662	6,662
その他	745	755
無形固定資産合計	62,658	51,646
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 204,426
長期前払費用	455	365
繰延税金資産	31,097	19,854
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	236,979	225,645
固定資産合計	562,739	483,831
資産合計	6,798,156	6,707,454

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,129	10,433
未払金	285,007	249,499
未払収益分配金	63	105
未払償還金	26,039	28,065
未払手数料	111,698	107,831
その他未払金	147,206	113,496
未払費用	63,296	48,119
未払法人税等	-	9,034
未払消費税等	-	11,774
賞与引当金	111,651	78,606
流動負債合計	470,085	407,468
固定負債		
退職給付引当金	34,527	16,119
固定負債合計	34,527	16,119
負債合計	504,613	423,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計	4,633,099	4,623,423
株主資本合計	6,293,543	6,283,866
純資産合計	6,293,543	6,283,866
負債・純資産合計	6,798,156	6,707,454

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,671,697	2,172,380
運用受託報酬	1,895,368	1,731,095
投資助言報酬	285,808	246,119
営業収益合計	4,852,874	4,149,595
営業費用		
支払手数料	1,539,781	1,226,938
広告宣伝費	27,273	20,282
公告費	2,008	1,140
調査費	631,638	569,699
調査費	275,877	273,646
委託調査費	355,760	296,052
委託計算費	223,105	214,468
営業雑経費	117,560	98,343
通信費	18,545	16,293
印刷費	89,443	73,629
協会費	6,540	5,629
諸会費	3,030	2,789
営業費用合計	2,541,367	2,130,871
一般管理費		
給料	1,229,342	1,199,808
役員報酬	60,179	56,262
給料・手当	963,583	951,163
賞与	205,578	192,382
その他報酬	42,327	22,884
賞与引当金繰入	111,651	78,606
退職金	17,750	-
福利厚生費	194,539	187,320
交際費	5,155	1,796
旅費交通費	37,766	27,755
租税公課	16,954	17,285
不動産賃借料	256,749	255,113
退職給付費用	1,477	37,281
貸倒引当金繰入	1,400	-
固定資産減価償却費	65,199	71,901
諸経費	151,288	101,732
一般管理費合計	2,128,647	2,001,487
営業利益	182,858	17,235

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	14,568	8,636
償還金等時効完成分	122	5,111
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,747	¹ 1,738
還付加算金	-	5,459
雑益	178	1,391
営業外収益合計	16,618	22,338
営業外費用		
償還金等時効完成分支払額	3,264	-
雑損	217	-
営業外費用合計	3,481	-
経常利益	195,995	39,573
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 3,080	² 212
商号変更費用	36,617	-
ゴルフ会員権償還損	633	-
特別損失合計	40,330	212
税引前当期純利益	155,664	39,361
法人税、住民税及び事業税	2,475	2,290
法人税等調整額	66,781	16,747
法人税等合計	69,257	19,037
当期純利益	86,407	20,323

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,521,650	1,458,057
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計		
前期末残高	4,696,692	4,633,099
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	4,633,099	4,623,423
株主資本合計		
前期末残高	6,357,135	6,293,543
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	6,293,543	6,283,866

重要な会計方針

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. （損益計算書） 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であり、また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 68,895千円 器具備品 198,399千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円

（損益計算書関係）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。	1 同左 2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(リース取引関係)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	1,477

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

(ストック・オプション等関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 6,257 賞与引当金繰入限度超過額 45,431 ゴルフ会員権評価損否認 2,441 貸倒引当金繰入限度超過額 19,531 未払福利厚生費否認 11,151 退職給付引当金繰入限度超過額 14,049 税務上の繰越欠損金 16,672 税務上の前払費用 6,664 その他 2,335 繰延税金資産小計 124,533 評価性引当額 21,972 繰延税金資産合計 102,561 繰延税金負債 未収還付事業税 11,677 繰延税金負債合計 11,677 繰延税金資産の純額 90,883 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84% 評価性引当額 0.37% 住民税均等割 1.47% その他 0.12% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 4,207 賞与引当金繰入限度超過額 31,985 ゴルフ会員権評価損否認 2,441 貸倒引当金繰入限度超過額 19,531 未払事業税 2,984 未払福利厚生費否認 11,011 退職給付引当金繰入限度超過額 6,558 税務上の繰越欠損金 13,086 その他 4,303 繰延税金資産小計 96,109 評価性引当額 21,972 繰延税金資産合計 74,136 繰延税金負債 繰延税金資産の純額 74,136 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.85% 住民税均等割 5.82% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.36%

(企業結合等関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11

号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）		第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	499,447円91銭	1株当たり純資産額	498,680円02銭
1株当たり当期純利益	6,857円17銭	1株当たり当期純利益	1,612円87銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,293,543	6,283,866
普通株式に係る純資産額（千円）	6,293,543	6,283,866
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	12,601
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
当期純利益(千円)	86,407	20,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	86,407	20,323
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
	・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="807 1485 1380 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </tbody> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

[次へ](#)

（参考情報）安田投信投資顧問株式会社の経理状況

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	第11期		第12期	
	(平成21年3月31日現在)		(平成22年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,123,431		2,789,275
前払費用		34,920		30,092
未収入金		-		400
未収委託者報酬		309,359		376,268
未収運用受託報酬	2	47,231	2	43,891
未収投資助言報酬	2	55,320	2、3	51,222
未収還付法人税等		32,227		490
未収消費税等		17,677		-
その他流動資産		5,965		349
流動資産計		3,626,134		3,291,990
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	57,092	1	0
器具備品	1	50,821	1	168
有形固定資産計		107,913		168
無形固定資産				
ソフトウェア		17,506		0
電話加入権		4,324		0
その他無形固定資産		93		0
無形固定資産計		21,924		0
投資その他の資産				
長期前払費用		1,232		795
長期差入保証金		177,826		177,826
投資その他の資産計		179,058		178,621
固定資産計		308,897		178,790
資産合計		3,935,031		3,470,780

（単位：千円）

	第11期 （平成21年3月31日現在）	第12期 （平成22年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	6,182	7,372
未払金	102,930	131,478
未払手数料	2 102,930	2 131,478
未払費用	105,129	122,346
未払法人税等	-	5,636
未払消費税等	5,569	3,152
賞与引当金	56,231	45,996
流動負債計	276,043	315,983
固定負債		
退職給付引当金	23,821	26,464
固定負債計	23,821	26,464
負債合計	299,864	342,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	362,916	143,917
利益剰余金計	388,916	117,917
株主資本計	3,635,166	3,128,332
純資産合計	3,635,166	3,128,332
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780

(2)損益計算書

(単位：千円)

	第11期		第12期	
	(自 平成20年 4 月 1 日		(自 平成21年 4 月 1 日	
	至 平成21年 3 月31日)		至 平成22年 3 月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,134,231		2,044,648
受入手数料		50,488		41,986
運用受託報酬	1	506,704	1	451,493
投資助言報酬	1	129,235	1	97,702
営業収益計		2,820,660		2,635,830
営業費用				
支払手数料	1	766,367	1	734,910
広告宣伝費		12,867		12,755
公告費		1,178		-
調査費		865,325		825,782
調査費		328,473		320,533
委託調査費		535,416		503,991
図書費		1,435		1,257
委託計算費		60,702		60,370
営業雑経費		84,024		84,092
印刷費		65,600		65,788
その他雑経費		18,424		18,303
営業費用計		1,790,465		1,717,910
一般管理費				
給料		712,599		709,559
役員報酬		57,749		79,436
給料・手当		552,981		536,290
賞与		101,868		93,832
交際費		4,135		1,226
寄付金		300		200
旅費交通費		23,065		16,672
租税公課		11,669		10,372
不動産賃借料		151,538		154,230
退職給付費用		19,077		18,072
賞与引当金繰入		56,231		45,996
固定資産減価償却費		47,262		46,903
諸経費		217,534		217,615
一般管理費計		1,243,414		1,220,849
営業損失（ ）		213,219		302,929

（単位：千円）

	第11期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	第12期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
営業外収益		
受取利息	10,527	3,269
雑収入	247	1,270
営業外収益計	10,774	4,540
営業外費用		
固定資産除却損	1,950	1,202
為替差損	-	557
雑損失	60	642
営業外費用計	2,010	2,401
経常損失（ ）	204,455	300,789
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
前期損益修正損	-	1,114
減損損失	-	3 192,813
貸倒引当金繰入	-	9,825
臨時法務費用	2 9,835	-
特別損失計	9,835	203,753
税引前当期純損失（ ）	214,291	504,543
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	39,374	-
当期純損失（ ）	255,955	506,833

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第12期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失（ ）	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	362,916	143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失（ ）	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
純資産合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失（ ）	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）同左
2 引当金の計上基準	(1) (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																						
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>33,650千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>111,295千円</td></tr> </table> 2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>793千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>39,593千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>11,241千円</td></tr> </table> 3	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>42,498千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>110,250千円</td></tr> </table> 2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>870千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>40,705千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>13,225千円</td></tr> </table> 3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 <table> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>9,825千円</td></tr> </table>	建物	42,498千円	器具備品	110,250千円	未収運用受託報酬	870千円	未収投資助言報酬	40,705千円	未払手数料	13,225千円	未収投資助言報酬	9,825千円
建物	33,650千円																						
器具備品	111,295千円																						
未収運用受託報酬	793千円																						
未収投資助言報酬	39,593千円																						
未払手数料	11,241千円																						
建物	42,498千円																						
器具備品	110,250千円																						
未収運用受託報酬	870千円																						
未収投資助言報酬	40,705千円																						
未払手数料	13,225千円																						
未収投資助言報酬	9,825千円																						

（損益計算書関係）

第11期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3月31日)	第12期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3月31日)						
1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	1 関係会社に対するものは次のとおりであります。						
運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円	運用受託報酬 1,422千円 投資助言報酬 77,334千円 支払手数料 49,452千円						
2 当社設定の私募投信（ 1 銘柄 ）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。	2						
3	3 減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。						
	(1) 減損損失を認識した資産						
	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>本社設備等</td><td>建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産</td></tr></table>	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産
場所	用途	種類					
東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産					
	(2) 減損損失の認識に至った経緯 前事業年度及び当事業年度と二期連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。						
	(3) 減損損失の金額						
	建物 48,504千円 器具備品 44,785千円 ソフトウェア 95,123千円 電話加入権 4,324千円 その他無形固定資産 75千円 計 192,813千円						
	(4) 資産のグルーピング方法 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。						
	(5) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。						

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品に関する注記）

第12期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1 年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	-
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	-
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	-
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金（ 1 ）	9,825		
	51,222	51,222	-
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	-
資産計	3,438,483	3,438,483	-
(1) 未払金	131,478	131,478	-
(2) 未払費用	122,346	122,346	-
負債計	253,825	253,825	-

（ 1 ）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月 1 日に合併を予定しており、長期差入保証金は 1 年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について 1 年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月 1 日に合併予定のため、1 年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年 3 月31日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成22年 3 月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)												
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>23,821千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>23,821千円</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>19,077千円</td></tr> </table> なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。	(1) 退職給付債務	23,821千円	(2) 退職給付引当金	23,821千円	退職給付費用	19,077千円	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>26,464千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>26,464千円</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>18,072千円</td></tr> </table> なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。	(1) 退職給付債務	26,464千円	(2) 退職給付引当金	26,464千円	退職給付費用	18,072千円
(1) 退職給付債務	23,821千円												
(2) 退職給付引当金	23,821千円												
退職給付費用	19,077千円												
(1) 退職給付債務	26,464千円												
(2) 退職給付引当金	26,464千円												
退職給付費用	18,072千円												

（ストック・オプション等関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																																						
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>87,823千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>22,880千円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>2,864千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,081千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>116,650千円</td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>9,692千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>113千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9,806千円</td></tr> </table> 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債(流動) <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>1,255千円</td></tr> </table> 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 - 千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	3,081千円	計	116,650千円	退職給付引当金	9,692千円	その他	113千円	計	9,806千円	未収事業税	1,255千円	1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>212,144千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>18,715千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td><td>3,997千円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>2,392千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,582千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>240,833千円</td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>減損損失</td><td>78,455千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>10,768千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>94千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>89,319千円</td></tr> </table> 繰延税金資産計 330,153千円 評価性引当金 330,153千円 繰延税金資産合計 - 千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	税務上の繰越欠損金	212,144千円	賞与引当金	18,715千円	貸倒引当金繰入	3,997千円	法定福利費	2,392千円	その他	3,582千円	計	240,833千円	減損損失	78,455千円	退職給付引当金	10,768千円	その他	94千円	計	89,319千円
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																						
賞与引当金	22,880千円																																						
法定福利費	2,864千円																																						
その他	3,081千円																																						
計	116,650千円																																						
退職給付引当金	9,692千円																																						
その他	113千円																																						
計	9,806千円																																						
未収事業税	1,255千円																																						
税務上の繰越欠損金	212,144千円																																						
賞与引当金	18,715千円																																						
貸倒引当金繰入	3,997千円																																						
法定福利費	2,392千円																																						
その他	3,582千円																																						
計	240,833千円																																						
減損損失	78,455千円																																						
退職給付引当金	10,768千円																																						
その他	94千円																																						
計	89,319千円																																						

（企業結合等関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	（被所有） 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬	39,593
										未収運用受託報酬	793
										未払手数料等	11,276

注）1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	（被所有） 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 78,756 費用 50,408	未収投資助言報酬	40,705
										未収運用受託報酬	870
										未払手数料等	13,261

注）1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

第11期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）	第12期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）
1株当たり純資産額 31,446円07銭 1株当たり当期純損失 2,214円14銭 (1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純損失 255,955千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 255,955千円 期中平均株式数 115,600株	1株当たり純資産額 27,061円70銭 1株当たり当期純損失 4,384円37銭 (1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純損失 506,833千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 506,833千円 期中平均株式数 115,600株

（重要な後発事象）

第11期（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年 6 月10日に、合併効力発生日を平成22年10月 1 日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年 6 月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月 1 日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

明治安田アセットマネジメント株式会社

（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式 1 株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	M D A Mアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金（ 1 ）	1,000,000千円
営業収益（ 2 ）	4,852,874千円
当期純利益（ 2 ）	86,407千円
資産（ 1 ）	6,798,156千円
負債（ 1 ）	504,613千円
純資産（ 1 ）	6,293,543千円
役職員数（ 3 ）	130人

（ 1 ）平成21年3月31日現在です。

（ 2 ）平成21年3月期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）です。

（ 3 ）平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額 247,260百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

(1)名称	(2)資本金の額(百万円) 平成22年3月末現在	(3)事業の内容
富国生命保険相互会社	86,000 （平成22年3月末現在の基金 および基金償却積立金の合計）	日本において、保険業法に基づき、 生命保険業務を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名称 富国生命投資顧問株式会社

資本金の額 498百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容 日本において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業を行います。

（3）投資顧問会社

委託会社に対し、当ファンドのマザーファンドである「フコク日本債券マザーファンド」の運用に関する委任を受け、投資顧問業務を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である富国生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は87株（持株比率0.46%）です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成21年10月15日	有価証券届出書
平成21年10月15日	有価証券報告書
平成22年4月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年4月15日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成 2 2 年 9 月 3 日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク日本債券ファンドの平成 2 1 年 7 月 1 6 日から平成 2 2 年 7 月 1 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク日本債券ファンドの平成 2 2 年 7 月 1 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定社員 公認会計士 奥村 始史
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 18 日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコク日本債券ファンドの平成20年7月16日から平成21年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコク日本債券ファンドの平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 5 日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。